

卒業論文 『コミュニティバンクとしての信用金庫』

指導教員 小関 隆志

1710020548

経営学部経営学科

4年3組25番 佐伯 卓俊

目次

はじめに

第1章 信用金庫の制度と理念

第1節 信用金庫制度の特色

第2節 信用金庫の成立と基本理念

まとめ

第2章 信用金庫の歩みと現状

第1節 信用金庫法改正に伴う信用金庫の変遷

第2節 信用金庫の取り組み

第3節 信用金庫の現状

まとめ

第3章 オーストラリアにおける地域金融機関の取り組み

第1節 マレニー・クレジットユニオンの地域再生の事例

第2節 コミュニティバンク（Bendigo Bank Model）の事例

まとめ

おわりに

参考文献・URL一覧

はじめに

この論文の中で、信用金庫の存在意義、地域金融機関としての信用金庫について述べていと思う。

私がこの論文を書こうと思ったきっかけは就職活動を通じて信用金庫について興味を持ったからだ。私は就職活動を始めるまで信用金庫という名前と金融機関であることは知っていても何をしているのか知らなかった。恥ずかしながら就職活動をする中で信用金庫が非営利法人であること、会員による共同組織であることなどを知った。内定が決まり就職先について話す機会に出くわすことがよくある。その際に多くの方は信用金庫というものは小さな地元にある銀行という認識だった。このような経験が地域金融機関としての信用金庫の役割について考えるきっかけになった。また、そのことを考える上において現在に至るまでなぜ信用金庫が必要とされ、これからも必要とされるために何が必要かという信用金庫の存在意義について検討する必要性を感じた。金融の自由化、グローバル化、金融システムの安定化の中で金融機関の破綻や合併などが依然として存在し、地域経済、中小企業の業況の低迷という信用金庫を取り巻く環境は厳しい。このような状況下であるからこそ協同組織、非営利といった性質を持つ信用金庫について信用金庫の存続、地域経済の中での地域金融機関としての信用金庫といった観点からこの論文を述べたいと思う。

また、この論文では地域金融の担い手として地方銀行、信用組合その他の共同組織金融機関についても考えられるが信用金庫に焦点を合わせて述べたい。

現在、地方銀行（都市銀行も含まれるが）はリーテル部門、中堅・中小企業への貸出に力をいれている。その点においては地域金融の担い手としての役割を果たしているかもしれない。しかし、その性質として営利組織である銀行は今後景気が上向いてきたときには効率性、収益性を重視することから非効率な分野や地域に対して取捨選択し削っていくと思われる。地域経済の継続的な発展という観点から営利組織である銀行は本論文では焦点を当てないことにする。

信用組合その他の協同組織については、預金面に関して会員以外の一般のものから受け入れが出来ないという点で金融機関としての公共性が弱いこと、銀行を除く中小企業金融機関の中で信用金庫のシェアが圧倒的に高いこと、という 2 つの理由から本論文では地域金融機関の担い手として焦点を当てないこととする。

まず、第 1 章では信用金庫制度の特色、信用金庫が成立するまでの経緯について述べ信用金庫の立ち位置を明確にしたい。次に、第 2 章では信用金庫の歩みと現状について述べ信用金庫の現在の姿を明確にしたい。そして、第 3 章では海外における地域金融機関の事例を述べることにより地域金融機関の本質的な役割というものについて述べたい。最後に第 1 章から第 3 章を踏まえた上で信用金庫の生き残りとして地域金融としての信用金庫について述べたい。

第 1 章 信用金庫の制度と理念

第 1 節 信用金庫制度の特色

本節では信用金庫制度の特色について述べたい。

信用金庫は、「信用金庫法」によって創設された金融機関である。信用金庫の設立に際しては第 2 節で詳述するが、その際に信用金庫に与えられた社会的役割は、資本主義経済社会において経済的に弱者である中小企業や勤労者その他一般国民大衆の金融の円滑化と貯蓄の増強であり、また、その役割が実行出来るように株式会社組織ではなく協同組織という経営形態がとられている。

「この法律は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とする」¹と定義されている。

要するに、信用金庫は、協同組織という運営形態をとる中小企業や国民大衆といった金融面における社会的弱者の金融の利便を図るための金融機関である。このことを踏まえたうえで信用金庫の特色について述べたい。

まず、第 1 に信用金庫制度の特色として挙げられるのは協同組織であることだ。協同組織の典型的なものは協同組合であり、純粋な意味での協同組合では利用が組合員に限定され、また運営面では自立主義にもとづく自主性が尊重される。しかし、金融機関として十分な活動を行い、その社会的役割を果たすためには、活動の源泉である預金をできるだけ多く集める必要がある。相互金融だけでは資金的に限界があり、中小企業金融の機能が十分果たせないことから、組合員以外からも無制限に預金を受け入れることができるようにしたものが信用金庫である。このことは、結果的に公共的な性格を強め、信用の維持、預金者保護観点から自立主義にもとづく自主性をある程度制約することが必要となった。

信用金庫は、金融機関として機能を強め、社会経済の発展により大きな働きを出来るに市街地信用組合制度を発展させ作られた。この目的のため、純粋な意味での協同組織の性格からより公共的な目的に対応した形態になっている。業務面では、融資が原則として会員に対しに限られている点において協同組織的な性格を残している。しかし、会員のみならず会員以外からも預金を自由に受け入れている点、内国為替取引、その他各種サービス業務活動についても広く会員以外の利用が認められている点において純粋な意味での協同組織より公共的な性格の強い金融機関になっている。また、その取り扱う業務内容も、預金または定期積み立ての受け入れ、会員に対する資金の貸付、会員のためにする手形の割引、外国為替業務、国債等の販売窓口、ディーリング業務等を行うことを法律上認められており、普通銀行とほとんど変わらないものとなっている。

このように金融面では銀行とほとんど変わらない機能を備えているが、組織の運営面と

しては株式会社組織の銀行とは異なる共同組織体としての制度的な特徴を持っている。銀行のような株式会社の株主は、資本を投資することにより経営者などからその配当などの利益を得ることを目的としており、株主と取引者との間には特別な関係はない。しかし、信用金庫の場合、出資をして会員になるのは、直接的に配当を受けることを目的としておらず、その事業を利用すること自体が目的であり、会員は同時に利用者でもある。このため、経営の基本方針としては営利性を中心におくのではなく、出資者である会員のメリットを考えて運営がなされる。また、会員と取引者が一体であるので、会員の立場に立った運営を行うことが結果的に取引者のメリットを考えた運営となる。さらに、議決権は1人1票であり、1会員の出資の最高限度も規制（1会員の出資口数は出資総額の100分の10以下）されているので、株式会社のように資金のある特定の大口株主により支配・運営されることがない。この協同組織としての制度のおかげで、会員であると同時に取引者でもある、中小企業者その他一般国民大衆の利益が守られることになっている。

このような信用金庫の運営においても、企業として維持存続するために必要な資金、信用を維持し、預金者を保護するために必要な利益を確保する必要があり、また利益をあげることを認められている。しかし、これは一般の株式会社などの営利法人のように出来るだけ多くの利益を確保し、出資者に出来るだけ多くの利益を配当するという意味での営利ではない。

また、第2の信用金庫制度の特色としてあげられるのは地域性だ。信用金庫には、地区の制限があり、限定された地域を活動の基盤としている。つまり、その地域における人々が会員となり、それらの相互の結びつきのうえに立って出資額に関係なく1人1票という民主的運営が行われているということだ。このことにより、信用金庫は地域に密着する地域金融機関として、集めた預金はほぼ必ずその地域の会員に融資されることによりその地域に還元されるようになっている。このように強い地域性をもっているため、それぞれの地域、またその構成員である住民や地元の中小企業の発展なくしては信用金庫の発展は望めないという関係にある。株式会社である銀行が取引対象や営業地域になんら制約を受けないのに対して、協同組織である信用金庫はそのことによって取引対象と事業地域が限られ、融資の対象も原則として会員に限る、という制約を受ける。この制約があることにより、信用金庫はそれぞれの地域社会に定着することを制度的、組織的に保障されているのである。したがって、信用金庫制度の特徴としては限定された地域の中小企業ならびに地域住民の金融の円滑化を目的とするために株式会社である銀行にはみられないある程度の制約を受けた金融機関であることだ。そして、そのある部分における制度的な制約は信用金庫が協同組織という形態で運営されていることから発生している。信用金庫はこのような制度的特性と、その社会役割を強く認識し、それぞれの地域社会との密着・協調の着実な推進を図っている。

信用金庫には協同組織体としての制度的特性が生かされているが、同時に会員以外の預金も取り扱えるという公共性の高い金融機関として信用の維持と預金者保護に遺漏のない

よう配慮が払われている。このため、組織運営面においても自己資本の充実という観点から、協同組織の原則といわれる自立主義にもとづく自主性に制約が加えられているほか、監督規制も銀行に準じたものとなっている。²

このように信用金庫制度の特色として挙げられるものは地域性、非営利性、庶民性という地域に住む一般大衆の金融環境を充実していくための仕組みである。信用金庫が金融機関としてのサービスを充実させるための制度もその根底には営利ではなく会員である利用者の利便性の向上というものがある。つまり、信用金庫制度の特色から信用金庫は地域の大部分である一般大衆を対象にした地域金融機関であると同時に協同組織でもあり、その特徴を制度による制約を課すことにより、強固なものにしているように思われる。

第2節 信用金庫の成立と基本理念

本節では信用金庫の成立とその背景にあった基本理念について述べたい。

信用金庫成立の流れとしては、明治維新により新政府が樹立され、資本主義体制への移行とともに金融組織の整備も進められたが、全体としては銀行が中心であり、それらはおおむね一部有産者のためのもので、中小商工業者や農民その他一般庶民階層は容易に利用の便が得られなかったという時代背景があった。このような世情から、これらの人々が窮乏し、没落するままに放置しておくことは、社会不安を招く要因となり、政府としてもそれを防ぐためにも信用組合法制度の必要を感じ、その具体化の動きが出てきた。信用組合の法制化に重要な役割を果たした人は、品川弥二郎および平田東助の両氏である。

品川、平田両氏による最初の法制度の企てである信用組合法案は、明治24年12月に内務省（大臣品川弥二郎、平田東助は法制度局長官）から議会議に提出されたが、これは議会議解散のために審議未了となった。しかし、信用組合法案が不成立に終わったあと、両氏は信用組合の具体的な設立を指導しに尽力した。

この結果、明治25年7月、静岡県下の報徳社の指導者であった岡田良一郎が、両氏の勸奨により掛川に設けた資産金貸付所掛川分社を組織変更して「掛川信用組合」を設立した。これがわが国における最初の信用組合の設立で、現在の掛川信用金庫になっている。その後、静岡県下はもちろん、その他の各地でも信用組合が設立され、明治29年ごろまでに52の組合が設立されたと推定されている。

信用組合法が不成立に終わり、品川内務大臣が辞任したこともあり法制化の中心は農商務省に移っていった。結果的に「産業組合法」として明治33年3月7日公布、9月1日から施行された。

これにより、信用組合は、産業組合法のなかで他の事業組合とともに信用事業を行う組合として、はじめて法律によってわが国金融組織のうえに認められることとなった。当時は庶民金融機関が整備されておらず、銀行などによる金融に恵まれなかった農民や小零細商工業者の金融機関として信用組合は次第に注目され、産業組合のなかでは信用組合の設

立が最も多く、大正3年には2,930組合を数えるまでに至った。

前述のように、信用組合の数は年を追って増加してきていたが、その多くは農村で、都市における組合は、農村に比べ不振だった。前述の立法の経緯からもうかがえるように、産業組合法は主として農民を念頭において立案されたという事情から、組織的にも農村に適していた。これに反し、都市では住民の移動が激しく、地縁による結びつきが弱く、また、同業者は利害を同じくする反面、商売敵でもあるということから団結力が弱いこともあって、組合の組織や運営でも苦労した。

このような事情から政府は都市の中小商工業者および勤労者のための金融機関として、庶民銀行的な役割を果たすことを期待して、大正6年に産業組合法の一部を改正し、市街地信用組合制度を設けることとなった。この改正法律は同年7月21日公布され、11月1日から施行された。

昭和2年3月に勃発した金融恐慌により、多くの中小銀行が破綻し、信頼を失った。このことから、大銀行が優位に立ち、中小商工業者の中には取引銀行を失うものが出た。さらに、銀行も不況の打撃を受け、疲弊した中小企業に対する貸出を引き締めたこともあって、その金融難はますます悪化した。その結果、これらの人々の市街地信用組合に対する依存度は高まりをみせた。組合員数は昭和2年から毎年2万人前後の著しい増加を示した。

市街地信用組合が、その特殊な立場を自覚するにつれ、都市における近代的金融機関へと脱皮・発展しようとする考えを強め、それに適応した指導・監督、さらには制度の改善を要求する声が、次第に業界内に高まってきた。

このような情勢から、大蔵省においても、市街地信用組合を単独で律する法律の立案が進められ、「市街地信用組合法案」として昭和18年3月11日公布、4月1日から施行された。この法律の成立により市街地信用組合は、大蔵省専管のもと、都市における中小企業者、勤労者その他国民大衆の金融機関として、その活動の幅を広げることとなった。

太平洋戦争の敗戦により、わが国はかつてない混乱に陥り、特に激しいインフレによって、国民大衆の生活は困窮をきわめた。戦後の混乱のなかで、市街地信用組合も戦災によって店舗を失ったり、組合員が離散したり、さらにはインフレの高進によって預金の吸収は思うようにいかず、貯蓄性預金は逆に減少した。特に見逃すことのできない問題は、インフレ対策として実施された軍需補償を主とする戦時補償の打切りによって受けた打撃だ。このように金融機関に生じた損失を処理し、その再建整備を図るために制定されたのが「金融機関再建整備法」(昭和21年10月公布)である。

戦後における中小企業の金融難、弱体化していたその経営実態等からみて、金融難の解決には財政資金による援助が必要視された。しかし、なるべく民間資金を活用する意味で、当時著しい発展をみせていた市街地信用組合の資金を利用したいということである。その結果、都市において金融事業を兼営する商工協同組合とともに、市街地信用組合も信用協同組合として一つの法制のもとに統一されることとなった。

また、業界も、信用協同組合は事業協同組合とは本質的に性格を異にしている、金融機

関としての役割を果たし、発展を図るためには、この法案のもとではむずかしいとして、中小企業協同組合については、別の法律を制定するよう強く関係当局に働きかけた。このような業界の反対にもかかわらず、占領化の特殊事情もあって、若干の修正はあったが、結局法律は成立し、昭和 24 年 6 月 1 日公布、7 月 1 日から施行された。

この結果、市街地信用組合は前述のように翌 25 年 4 月 1 日、いっせいにこの法律による信用協同組合に改組して、その規制を受けることとなった。ただ、金融事業については、別に「協同組合による金融事業に関する法律」を制定（24 年 6 月）して、事業の免許、出資の充実、余裕金の運用制限、その他必要な監督に関する規定を設けて、その不備を補う措置がとられた。このように、信用協同組合を事業協同組合などと同じように規制することは、金融機関の特性上無理があった。

中小企業等協同組合法の成立は市街地信用組合にとっては、金融機関としての制度としては逆行であった。しかし、このことが業界内部に金融機関としての意識を高めさせ、また大蔵省も市街地信用組合を単純に協同組合として規制することには反対であったことから、これが信用金庫を生み出すきっかけとなった。また、中小企業協同組合法は、市街地信用組合のほかに、産業組合法による信用組合や、商工協同組合法に基づき信用事業を兼営している商工協同組合を信用協同組合として同じように規制した。

金融機関としての活動の強化と協同組合の性格からくる制約とは相反したものがある。市街地信用組合のように金融機関の性格の強い組合は組合員外からも預金を吸収し、また預金者の保護を図るため、経営の健全性を重視し、運営にあたってある程度制約を受けることもやむをえないと考える。しかし、協同組合的色彩の強い組合としては、そのような制約は協同組合の原則である自立主義を不当に制限する、ということで当然反対の立場をとる。

中小企業等協同組合法は、このように性格が違い考え方を異にするものを、同じ法律のもとに統一し同一化するという不合理をもっていた。このため、金融機関の性格の強い組合と、そうでない組合とを二つに分け、それぞれの性格をいっそう明確にし、その異なる要求を満足させ、ともにその特色を発揮できるような組織にした法律制度をつくる必要があるという意見が高まってきた。大蔵省も、信用組合を中小企業等協同組合法から独立させたい意向をもっていた。しかし、中小企業金融の円滑化を図るには、一般の銀行とは区別し、それらが次第に大企業と取引するようになることを制度的に阻止する必要があるということから、協同組織の実質を大幅に変えることには消極的であった。大蔵省の当時の考え方は、地域的一般的信用組合は金融機関としての機能を広げるが、組織は株式会社と協同組織の中間的組織とするというものであった。

この結果、中小企業協同組合法による信用協同組合は、金融機関としての機能を拡大し、公共的性格を明確にするため、信用の維持・預金者保護に配慮した信用金庫と、相互扶助の性格を強調し、員外取引を制限する一方、その自主性を尊重し、監督権も地方長官（ただし、都道府県をこえる区域を地区とする組合は大蔵大臣）に譲り、その簡素化を図った

信用協同組合に分けられ、既存の組合は法施行後 1 年以内（その後さらに 1 年延長され、結果的に 2 年）に、両者いずれかの道を選ぶこととなった。

信用協同組合が組織を変更し信用金庫として実際に発足したのは、昭和 26 年 10 月 20 日である。この第 1 次に改組した組合は 653 組合中 226 組で、その後相次いで改組し、結局制限までに信用金庫に改組したものは 560 組合、信用協同組合として残ったものは 72 組合であった。法制定の当初、当局は、原則として地域的な組合は信用金庫とし、職域および同業者のみを対象とするものは信用協同組合とする考えであった。³

以上のように信用金庫の成立の背景には当時の金融面での庶民の厳しい状況があった。その中で社会が銀行以外の中小企業者や一般大衆を対象にした信用機関を必要としていた。そして政府も近代化や戦後復興の中で地域経済の再生、発展のために中小企業者や一般大衆を対象にした金融機関の必要性を感じていた。そうした要請をもとに成立した信用金庫の本質的な社会的な役割は地域経済の発展、金融面における社会的な弱者に融資などを通じて金融サービスを提供することにある。

まとめ

第 1 節、第 2 節で見てきたように信用金庫はその制度的に協同組織であるための制約により、地域金融機関であること、非営利であることを義務付けられ、同時に非常に高い公共性を保持している。また設立の際の経緯をみても中小企業や一般大衆といった金融面における社会的な弱者の金融環境の充実という使命を負っている。このように信用金庫の持つ金融機関をしての理念は地域経済およびその構成員であり利用者である会員のために制度的な特徴を活かし良質な金融サービスを提供することである。

第2章 信用金庫の歩みと現状

第1節 信用金庫法改正に伴う信用金庫の変遷

本節では信用金庫法の改正に伴う信用金庫の変遷をもとに信用金庫の歩みについて述べたい。さまざまな社会経済環境の変化や顧客ニーズの多様化に伴って信用金庫はその形態や運営の変化を余儀なくされた。特に社会経済環境の変化によって信用金庫機能の拡充を図るための法改正や信用金庫法で準用する銀行法等の一部改正などが行われた。ここでは、これらの改正のうち特に信用金庫制度に影響を与えた43年6月と56年6月に実施された信用金庫法の一部改正の内容について、また最近のものとして平成8年6月の信用金庫法の一部改正について述べたい。

まず、昭和43年の改正についてだ。昭和43年の信用金庫法の一部改正は、40年代に入り日本経済の国際化が進むなかで、重要な政策課題とされた経済全般の効率化とあわせ要請された金融の効率化を背景として行われた信用金庫法の一部改正であり、信用金庫制度とのかかわりにおいて最も重要なものである。

昭和42年10月20日、金融制度調査会は、「中小企業金融制度のあり方について」の答申を行った。この答申は40年代に入るとともに進行の度を高めた日本経済の国際化のいっそうの進展といった環境条件のもとで、日本経済が国際競争に打ち勝って、経済成長と物価安定を続けるために経済全般の効率化を進めるうえで、その一環として金融の効率化も進めなくてはならないとしたものである。

「金融二法」（「中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律」、「金融期間の合併および転換に関する法律」）のうち、後者は、より良質な資金が潤沢に供給されるよう金融機関としての効率化を図っていくためには、今後、各種の金融機関が相互に適正な競争を行う環境を整備することが必要であり、このため同種金融機関のみならず異種金融機関の合併・転換についても、これを行うことができるよう法律を整備することが必要であるとした金融制度調査会答申をうけてであり、また金融効率化のためには金融機関の再編成を促進しなければならないとする、いわゆる効率化行政をうけた結果でもある。「金融2法」制定による信用金庫法の主な改正点は以下のとおりである。

a 会員資格の拡大と出資の最低限度額の設定

中小企業の実態に即した会員資格の拡大が図られた。

この改正では、東京都区部および指定都市に所在する信用金庫では1万円、その他の信用金庫は5,000円とその最低限度額が決められた。これは、出資があまりにも少額では会員としての意識が薄れるので、金額を一定額以上とすることによって会員の信用金庫経営に対する関心を高めようという、いわば会員制度の強化を狙いとしたものであった。なお、この改正により、従来からの会員で出資がこの最低限度額に満たないもの（未達会員）に

については、出資の増額が勧奨されたが、それに応じない未達会員は、一定期間後に法定脱退とされたのである。

b 自己資本の充実

出資金は、信用金庫が事業活動を行うための財産的基礎であり、その信用の維持と預金者保護につながるもので、従来から、信金法により、東京都区部と指定都市に所在する信用金庫では、1,000 万円以上、その他の信用金庫では、500 万円以上でなければならないとされていた。

しかし、信用金庫の業容の拡大や機能拡充による一般金融機関性の強化、あるいは激化する金融機関相互間の競争に耐えうる基盤強化の必要性などを理由として、この改正では、その最低限度額を 10 倍に引き上げ、それぞれ 1 億円、5,000 万円とされた（現在はそれぞれ 2 億円、1 億円）。

信用金庫は出資総口数の 100 分の 5 を超えて譲受けをしてはならないこととされた。いずれも、信用金庫の自己資本の充実を図るための改正であった。

c 総代会制度と総代選任方法の改正

従来、信用金庫の解散、合併および事業の全部譲渡のように、信用金庫の存立にかかわるような重要な事項の決定については総会の議決によらなければならないが、総代会では議決できないこととされていたが、この改正で、これらの事項も総代会で議決できることとされた。ただし、総代会でこれらの事項を議決したときは、前項で述べたように会員に通知しなければならないが、もし会員から会員の一定数以上（総会員の 5 分の 1 以上）の同意を得て請求があれば、あらためて総会を開いて審議しなおすこととなっている。信用金庫の会員増加に伴う総会開催の困難性など実態に照らした改正であるといえよう。

そこでの改正では、信金法上定款記載事項の特定をするとともに、信用金庫定款例に基づく行政指導により、総代選任区域の設置、総代候補者の掲示と会員の異議申立制度など、総代が会員のなかから公平に選ばれるための改正が行われた。

d 会員外貸出制度の拡大

従来、信用金庫の会員外に対する融資は、預金（または定期積立）担保貸付、地方公共団体貸付、金融機関の貸付の三つに限定されていたが、この改正により、「会員への貸出を妨げない限度において政令で定めるところにより会員以外の者に対して資金の貸付および手形の割引ができる」こととされ、政令で、従来の三つの員外貸出に加え、「卒業生金融」、「小口員外貸出」の制度が認められた。

この改正による信用金庫の変化としては信用金庫の会員制度の強化、自己資本の強化による経営基盤の強化、原則的に総代会により信用金庫の存立に関わるような重要な事項の決定が出来るようになり運営の意思決定が簡素化されること、会員外の貸出が拡大することによる信用金庫の一般金融機関性が強化されたことである。

次に昭和 56 年の改正についてだ。昭和 54 年 6 月 20 日、金融制度調査会は大蔵大臣に対し、「普通銀行のあり方と銀行制度の改正について」の答申を行った。この銀行法改正の背

景としては、新しい経営環境、銀行業務の多様化、公共債の大量発行、国際化の進展などがあげられる。この答申の中で「中小企業金融専門機関のあり方については、その果たしている役割を踏まえ別途検討の必要がある」と述べられている。これをうけて金融制度調査会は中小企業専門機関の問題を取り上げた。そして 1 年後「中小企業金融専門機関のあり方と制度の改正について」と題する答申を大蔵大臣に提出した。そうした流れの中で新銀行法は昭和 56 年 5 月に成立し、翌 57 年 4 月 1 日から施行された。この銀行法改正の後、昭和 56 年 6 月に信用金庫法の改正が行われた。その主な改正内容は次のとおりである。

信用金庫の法人会員資格のうち、資本金基準を政令で定めることとともに、これに伴い独禁法との関係について必要な調整が行われた（信金法 7 条、10 条）。

信用金庫の会員資格は、その地区内に、イ住所または居所を有する者、ロ事業所を有する者、ハ勤労に従事する者、とされており、このうち法人については、常時使用する従業員数が 300 人（従業員基準）以下、あるいは資本（出資）の総額が 2 億円（資本金基準）以下の要件を具備しなければならず、この基準のいずれにも該当しない者については、信用金庫の会員になることができないものとしていた。

今回の改正では、この法人会員資格のうち、資本金基準を政令に委譲し、資本金等の具体的な金額は政令で定めることとした。これは、経済情勢の推移に伴い中小企業の資本金の拡充等に弾力的に対応できるよう措置されたものである。

なお、改正信用金庫法の施行のために制定された政令において、その資本金基準は従来の 2 億円から 4 億円に引き上げられた（信用金庫法施行令 3 条の改正、現在は 9 億円となっている）。

また、信用金庫法第 7 条では、信用金庫は私的独占禁止法第 24 条各項に掲げる要件のすべてをそなえる組合とみなされ、法律上、同法の適用除外とすることが明記されていた。

外国為替業務取扱いの道が開かれるとともに、その他業務の拡大および充実が図られた（信金法 53 条、54 条の改正）。

外国為替業務の取扱いについては、わが国経済の国際化の進展に伴う中小企業の外国為替取引に対するニーズに応えるため、信用金庫が直接外国為替業務を取り扱えることとなった。

なお、実際に外国為替業務を取り扱うためには、「外国為替及び外国貿易管理法」上の認可が必要である。

員外貸出のうち、地方公共団体向け貸出の規制が撤廃された（政令改正）。

地方公共団体を含む会員外貸出（金融機関向け貸出を除く）については、金融機関向け貸出を除く総貸出額の 20% 以内の制限の枠外とすることとした。

代理業務を取り扱っている公庫、公団等の資金の取り扱いが認められた。（信金法第 53 条の改正）。

従来から、信用金庫は国民金融公庫等、政府系公庫、公団等の業務の代理を行って

いたが、その余裕金の取扱いについては認められていなかった。今回の改正により、これら代理業務機関について、信用金庫が現にその業務の代理を行っている場合には、その余裕金の運用先として銀行法の改正に伴い、信用金庫の出資総額の最低限度を政令に移譲することとし、最低限度の額も引き上げられた（東京都特別区および人口 50 万人以上で大蔵大臣の指定する市に本店を有する信用金庫については 2 億円、その他の地区に本店を有する信用金庫については 1 億円に引き上げられた）。

そのほか、銀行法の準用によって、イ大口信用供与（銀行法 13 条）、ロ取締役（理事）に対する信用の供与（銀行法第 14 条）、ハ休日および営業時間、臨時休業（銀行法 15 条、16 条）、ニ業務報告書（銀行法 19 条）等の規定が信用金庫にも適用されることとなった。

この改正により信用金庫はより多くの金融サービスを提供できるようになった。このことは金融機関としての性格を強めるものだった。それに伴って銀行法の準用など法制面での統一化も進められた。

最後に平成 8 年 6 月の一部改正についてだ。バブル経済の崩壊以後、多数の金融機関は多額の不良債権を抱えることとなった。さらに不正融資、乱脈経営等により破綻する金融機関が多数みられるようになった。

そのため、金融制度調査会では金融システムの構築、自己責任原則の徹底を求める報告書「金融システム安定化のための諸施策」（平成 7 年 12 月 22 日）をとりまとめ、大蔵大臣に答申した。この答申に基づいて「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」が平成 8 年 6 月に制定、公布された。

この法律は、金融機関等の経営健全性を確保する必要性を考慮して、信用協同組合等の協同組織金融機関の監査体制の充実、金融機関の営業または事業の譲渡等ができる範囲を拡大するとともに、金融機関の経営の状況（自己資本の状況）に応じとるべき監督上の措置（早期是正措置）に関する規定を整備するために、銀行法、信用金庫法、協同組合による金融業に関する法律等関係行法の一部を改正する内容となっている。

信用金庫法の主な改正点は次のとおりである。

監事の機能強化……監事による理事会の招集請求権、子会社に対する調査権および理事に対する行為差止請求権、総会において会員が求めた事項について監事が説明する義務、理事会に対し理事の違反行為等を報告する義務、監査報告書の作成・提出義務が新たに加えられた（信金法 24 条 6 項、37 条、39 条、49 条）。

員外監事の登用……一定の規模以上（預金等の総額が 1,000 億円以上）の信用金庫にあっては、監事のうち 1 人以上は、当該信用金庫の会員および会員たる法人の役員、使用人ではなく、またその就任前 5 年間当該信用金庫（子会社等を含む）の理事もしくは職員等でなかった者でなければならないという員外監事の登用が義務づけられた（信金法 32 条 5 項・6 項）。

外部監査制の導入……一定の規模以上（預金等の総額が 2,000 億円以上。ただし

平成9年度においては経過措置として5,000億円以上)の信用金庫(特定金庫)にあっては、監事による監査の他、会計監査人(公認会計士または監査法人)による会計監査を受けなければならないこととされた(信金法37条の2)。

計算等に関する規定の整備……商業帳簿、社債、株式等の資産評価の特例等、商法の計算等に関する規定を準用する(信金法55条の2、57条)。

事業譲渡等……信用金庫は総会の議決を経て、銀行等に加え労働金庫および信用組合等に対し事業の全部または一部を譲り渡すことができる。また、信用金庫は、総会の議決を経て、信用組合に加え銀行および労働金庫から、営業または事業の全部または一部を譲り受けることができる(信金法58条1項、2項)。

監督上の措置に関する規定の整備……信用金庫が準用している銀行法を一部改正したことにより、信用金庫を含めた金融機関に対する監督の適正化が行われた。具体的には、早期是正措置の導入である。この早期是正措置はアメリカの制度を取り入れたものであり、金融機関を自己資本比率によりいくつかのカテゴリーに区分し、そのカテゴリーに応じた行政措置をとるというものである。行政による裁量の余地を制限することで、早期に破綻処理を行うことにより、処理コストの削減が図れるほか、ルールが明確化するために金融機関の経営の健全性確保、破綻の未然防止、行政の透明性の確保にも有効な手法とされている。措置内容としては、経営改善計画の策定命令から業務停止命令までがある(信金法89条で準用する銀行法26条)。この早期是正措置については平成10年4月1日から導入されることとなっている。

この法改正によって信用金庫等の協同組織金融機関においても商法の規定が多く準用されるようになった。このことにより株式会社の銀行と同じような監査・監督体制が整備された。これからの金融自由化の進展や金融ビックバンに対応していくために金融システム全体として、ますます預金者保護、健全性の維持が重要性を増していくことを目的としていた。⁴

このように信用金庫は成立以来、大きな発展を遂げてきている。3度の法改正についてみてきたが、これらはどれも社会情勢の変化に対応して金融機関としての基盤を強固なものにしてきている。金融サービスの多様化などの面だけをみると銀行化のようにみえるかもしれない。しかし、この背景には中小企業、地域住民等のニーズに応えることによって1章で述べたような本来の社会における役割を果たそうとする基本的な理念がある。つまりは事業活動に徹し、地域経済とともに発展してきたということである。

第2節 信用金庫の取り組み

本節では信用金庫の取り組みについて、これからの少子・高齢化社会、IT社会（組織・情報化社会）、イノベーションが求められる社会、環境循環型社会、地方分権型社会の中で2005年の金融庁による「リレーショナルシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」⁵に対応した信用金庫の「リレーショナルシップバンキングの機能強化計画」（以下、「機能強化計画」という）の進捗状況を地域金融機関として積極的に取り組んでいるものにしばって見ていきたい。

信用金庫（298金庫）における「リレーショナルシップバンキングの機能強化計画」の進捗状況の概要（平成17年6月29日、社団法人全国信用金庫協会）によると機能強化計画期間中（平成15年4月～17年3月の2年間）に、創業・新事業支援機能等の強化に向けて融資審査態勢を整備した信用金庫は272金庫（91%）であり、この期間中に地域の創業・新事業支援に対する融資審査体制の整備強化が図られた。これらの信用金庫の具体的な施策をみると、「審査に関する組織内の情報共有化促進」（171金庫、57%）や「審査手法の高度化」（111金庫、37%）、「専門部署の設置・強化」（102金庫、34%）などへの取り組みが中心になっている。

また、企業の将来性や技術力を的確に評価できる人間の育成を目的として、ほとんどの信用金庫が研修を実施しており、外部・内部研修や通信教育の受講者を合わせるとこの期間でのべ10万人を超えており、職員個々人のスキルアップが図られている。

「外部機関との連携」については206金庫（69%）が「産学官とのネットワークの構築・活用」について実施済みとしている。具体的な施策としては、「産学官ネットワークとの情報交換・関係強化」（164金庫、55%）、「日本政策投資銀行などとの連携強化」（117金庫、39%）、「新事業支援のための融資制度の創設強化」（111金庫、37%）の3つの思索への取り組みが中心となっている。これらの取り組みに対する連携先としては、政府系金融機関や大学・研究機関、地方公共団体、商工会議所等と、それぞれの地域事情に合わせて多様な連携が行われている。

「経営情報やビジネス・マッチングの情報を提供する仕組みの整備」では、この2年間でほとんどの信用金庫（282金庫、95%）が取り組みを開始しており、顧客を支援するための様々な施策に取り組んでいる。

具体的な施策をみると、「ビジネス・マッチング情報」（236金庫79%）や「経営情報」（218金庫、73%）の提供の仕組み導入・強化を実施している信用金庫は7割を超え、ビジネス・マッチングの成約件数も平成15年度は453件、平成16年度は1,296件とこの2年間で大幅に増加しており（参考：14年度の実施件数 60件）、中小企業間のビジネスをつなぐネットワークが急速に広がっている。

また、「要注意先債権等の健全債権化および不良債権の新規発生防止のための体制整備・強化」についてはこの2年間でほぼすべての信用金庫（296金庫、99%）が実施している。

その取り組み策のほとんどは、「営業店での取り組み強化」(291 金庫 98%)、「営業点と本部の連携強化」(291 金庫、98%)で、これら施策の機能強化計画期間前の実施割合は3割程度であったのが、この2年間で9割以上の信用金庫で体制整備が図られている。また、「ローンレビューの実施(見直し)」に取り組む金庫もこの2年間で154金庫増加し、222金庫と7割を超え、さらに既存部署へ専担者を配置したり経営改善マニュアルを策定したりしている。

「担保・保証へ過度に依存しない融資の促進等」では、136金庫(46%)が「スコアリングモデルを活用した商品」を導入しており、実行件数はこの2年間で73,226件と機能強化計画期間以前の約22倍と急速に増加している。

また、「ローンレビューの徹底」についてこの2年間で139金庫が新たに実施し、全体で211金庫と7割を超え、「第三者保証のあり方の見直し」を実施した信用金庫も2年間で117金庫増加し、全体で132金庫と4割強の信用金庫が実施しており、担保・保証に依存しない融資体制の整備が進んでいる。

「信用金庫法で義務付けられている、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明体制の整備」では、「庫内規定の見直し」(284金庫、95%)、「研修の実施」(284金庫、95%)「庫内周知の徹底」(286金庫、96%)と、機能強化計画期間中にほぼすべての信用金庫が体制を整えている。また、「顧客向け説明資料の作成」についても9割弱の信用金庫(258金庫、87%)が実施しており、顧客への説明態勢の充実が図られている。

さらに、相談・苦情処理体制の強化についても、「営業店指導、庫内研修の実施」(294金庫、99%)、「苦情の原因分析、改善等の実施」(292金庫、98%)、「職員への周知の徹底」(297金庫、100%)について、機能強化計画期間中にほぼすべての信用金庫がこれらの施策を実施している。

17年3月期の「地域貢献に関する情報開示」については、9月までにはすべての信用金庫がディスクロージャー誌(289金庫、97%)やホームページ(239金庫、80%)等で公表する予定となっている。「総代会の機能向上」では、9割以上の金庫が、「総代会の仕組み」(288金庫、97%)、「総代の氏名」(278金庫、93%)、「総代の選考方法」(276金庫、93%)を中心に、ディスクロージャー誌やホームページ等で開示している。⁶

以上のように信用金庫は顧客の満足度を重視し、質の高いサービスの提供のための取り組みや重視取引先中小企業を融資面でサポートするための管理体制や経営支援の仕組みの充実、情報開示にも力を入れている。このことは信用金庫が会員に信用金庫のことを知ってもらうことや、地域に密着し地域再生に関わるような融資に力を入れているあらわれである。

第 3 節 信用金庫の現状

本節では信用金庫の現状を以下の 3 点から述べたい。信用金庫を取り巻く環境として地域金融機関である地方銀行、信用組合との比較、郵政民営化の脅威とチャンス、また株式会社三菱総合研究所産業・市場戦略研究本部が実施した利用者満足度調査(C S = C u s t o m e r S a t i s f a c t i o n)調査の結果からみる信用金庫の現状である。

地域金融機関である地方銀行、信用組合との比較

地域金融機関である地方銀行、信用金庫、信用組合それぞれについてみてみたい。

まず、地方銀行は地域の幅広い金融ニーズへの的確な対応を通じ地域活性化に積極的に取り組み、地域の発展と自らの経営基盤の一層の強化をし、地域とともに歩むことを理念としている。具体的には、全国津々浦々に店舗や C D ・ A T M を配置し、本店所在の都道府県中心とした地域に緻密な支店網を張り巡らせている。この店舗網を通じて、個人のお客様や地域の中堅・中小企業のお取引先の多様な金融ニーズにお応えするとともに、地域社会の進行や街づくりのため地域金融の主導的な役割を果たしている。また、リレーションシップバンキングを強化することにより、地域において一層信頼される金融機関を目指している。また大都市圏と地方で地方銀行の果たす役割が二極化している。

信用金庫は地域社会の繁栄への奉仕、中小企業の健全な発展、ゆたかな国民生活の実現という 3 つの明確なビジョンを掲げ、また中小企業や地域住民のための協同組織による地域金融機関である。共同組織は、相互扶助を基本理念としており、会員や利用者ならびに地域のニーズにお応えすることを経営の基本においている。信用金庫の行う業務の種類は、信用金庫法 53 条に明示されているように、(1)預金または定期積金の受け入れ、(2)会員に対する資金の貸付け、(3)会員のためにする手形の割引、(4)為替取引(内国・外国為替)のほか、代理行や証券・信託業務については取り扱いが認められている。

これらの業務内容は、銀行とほぼ変わらないが、信用金庫は協同組織の地域金融機関であるため、地域を限定して中小企業や地域住民のために金融情報サービスの円滑化をきめ細かく図ることを目的としている点に大きな特徴がある。

信用組合も組合員によって組織されている協同組織の金融機関であり、この点は信用金庫と同様である。また、信用組合は地域の人々によって組織・運営されており、組合員はそれぞれの地元の中小企業や住民、勤労者に限られており、相互扶助の精神をいかした地域密着型金融機関である。銀行は大企業を含めた広範囲地域の企業・個人が取引の対象だが、信用組合は銀行とは取引対象が異なり、法人なら原則として資本金 1 億円以下、または従業員数 300 人以下とされている。それゆえに信用組合の対象顧客は地元の中小企業者や焦点経営者が多いという特徴を持っている。また名前に団体名が入っている信用組合が目立ち、組合組織の閉鎖性や組合員保護の立場が強く表れている。

地方銀行、信用金庫、信用組合の制度的な特徴を以下の図 1 で比較してみた。

図 17

区分	信用金庫	信用組合	地方銀行
根拠法	信用金庫法	中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律	銀行法
組織	会員の出資による協同組織の非営利法人	組合員の出資による協同組織の非営利法人	株式会社
営業地区	有り(定款で定める)	有り(定款で定める)	なし
会員資格	地区内に住所または居所を置く従業員 300 人以下または資本金 9 億円以下の中小企業者または個人 地区内で働く個人	地区内に住所または居所を置く従業員 300 人(商業サービスは 50 人)以下または資本金 3 億円以下の中小企業者または個人 地区内で働く個人	制限なし
業務範囲	預金制限なし 融資は原則として会員に限る(ただし会員外に対する融資について特例がある)	原則として組合員に限る(ただし、総預金の 20%までは組合員外からの預金可)	制限なし
同一取引先に対する融資枠	単体では自己資本の 25%に相当する額 連結ベースでは自己資本の 40%に相当する額 また員外貸出しは総貸出しの 20%に相当する額	単体では自己資本の 25%に相当する額 連結ベースでは自己資本の 40%に相当する額 また員外貸出しは総貸出しの 20%に相当する額	自己資本の 25%に相当する額
自己資本比率の達成基準	国内基準(4%以上)	国内基準(4%以上)	海外に営業拠点をもつ場合には国際基準(8%以上) それ以外は国内基準(4%以上)
国内店舗数	294(金庫数) 7209(本支店数)	174(組合数)、 1,679(本支店数)	112(銀行数)、 9,952(本支店数)
職員数	117,118 人	22,924 人	176,735 人

注 地方銀行の銀行数及び本支店数及び職員数は、地銀 64 行、6、776 店、126、944 人、第二地銀 48 行、3,176 点、4,9791 人である。また 2005 年 11 月現在

以上のことからいえることはいくつかある。信用金庫、信用組合、地方銀行はそれぞれの理念、制度によって地域金融機関として地域活性化のために尽力している。その営業地区、会員資格の制限によってある種の階層構造を形成し、すみわけが出来ているという面がある。その反面で地域の金融機関として市場競争をしている面もある。地域金融機関の担い

手としての地方銀行の特徴は営業地区や会員資格に制限がなくより広域な範囲で営業展開が出来、経営の自由度が高く、誰でも利用できるという点である。地域金融機関の担い手としての信用金庫の特徴としては限定した地域での営業ということによりきめ細かな金融情報サービスを提供できるという点と公共性を併せ持つという点である。地域金融機関の担い手としての信用組合の特徴は営業地区や会員資格は非常に限定的であるが組合員の保護という立場を非常に鮮明に打ち出している点である。

郵政民営化の脅威とチャンス

郵政事業は、郵便、簡易保険そして郵便貯金の三部門が柱となっている。ここではまず、その中で最も影響力の大きい郵便貯金事業についてみたい。その上で郵政民営化の脅威とチャンスについて述べて生きたい。

郵便貯金事業の特徴は、第 1 に、郵便貯金の最大の特徴はその巨大さにある。郵便貯金の残高は 2005 年 5 月で 211 兆円、日本の預金市場占める郵便貯金のシェアは 23%にも達する(図 2)。これは、地方銀行を上回り大手銀行に次ぐ規模だ。200 兆円を超える預金量は 1 つの金融機関としては日本だけでなく世界最大である。資産規模で世界最大の銀行である三菱UFJフィナンシャル・グループの預金量でさえも郵便貯金には及ばない。

第 2 に、郵便事業は国の信用力とインフラを背景に業務を展開していることがある。郵便事業の魅力と競争力を高めてきたのが政府保証の存在だ。金融機関の最大の商品は信用だ。その信用力の面で国に勝る金融機関はない。また、2004 年 3 月の時点で全国に 24,091 の郵便局があり地方銀行、信用金庫、信用組合の本支店数の合計 18,840 をしのぐ数である。郵便局の巨大ネットワークの資金吸収力は、民間金融機関にとって潜在的な脅威として存在する。

第 3 に郵便貯金事業の経営内容がわかりにくいこと。郵便貯金が民間金融機関と決定的に異なる点は貸し出し業務がなく、資金を運用する機能が欠けていることだ。現在の郵便貯金ように資金を集めるだけは金融機関とはいえない。

郵政民営化における脅威としては郵便貯金に対する政府保証が意識されていることと政府庇護下における業務分野の拡大だ。例えばペイオフについて、民間金融機関には預金保険がありペイオフ解禁後も元本 1000 万円までとその利息は保護される。一方、郵便貯金にも 1 人 1000 万円までの預け入れ限度額がありそれ以上の多額の預金は原則として存在しない。つまり、安全度に関しては民間金融機関も郵便貯金も実質変わりはない。しかし、郵便貯金が民営化しても預金に対する暗黙の政府保証が残り、競争条件が不平等になる可能性がある。

また、郵便貯金が民営化することによって J T、J R、N T T のように収益拡大の姿勢を強めるだろう。この時に企業が収益を拡大する方法としてはリストラなどによるコスト削減か売り上げつまり収入の拡大のどちらかだ。コスト削減に関しては郵便局の統廃合は

進むかも知れないが、郵便貯金業務に直接携わる従業員数は郵便事業に比べて少なく、削減の余地は小さい。民営化後、情報系や将来の貸出業務に備えたシステム投資が必要になり、数年間は切れ目のないシステム投資が続き、コストが大きく増加する可能性もある。コストの削減が難しいとなると収入の拡大が必要になりますが業務規制が強が残ったままでは、収入減に限られます。このことによって政府の庇護下で業務規制の緩和が想定以上進み、業務分野が拡大すると民間金融機関にとって大きな脅威となりうる。

さらに図から見てとれるように郵便局のCSもおおいに脅威になるだろう。

郵政民営化によるチャンスとしては郵便貯金の流動化による顧客獲得のチャンスが考えられる。巨額の郵便貯金が流動化して、民間金融機関にとっては顧客獲得のチャンスとなると考えられる。巨大な規模が目立つ郵貯だが、残高は2000年2月の260兆円をピークに減少が続いている。2005年5月の残高は211兆746億円であり、毎年10兆円程度の金額が郵便貯金から流出している。最大の理由は、現在よりも金利の高かった1990年代に集まった主力商品の定額貯金が、大量満期を迎えていることだ。民営化した場合、郵便貯金が、定額貯金を引き続き販売するかどうかは分からない。しかし、仮に定額預金と同じ商品を投入しても、政府保証はなくなることが予想される。定額預金の半年複利も含め預金者にとっての魅力は、運用面の困難さへ繋がり郵便貯金がこれまでのように個人マネーを繋ぎとめておくことがそれだけ困難になる。このことにより郵便貯金の民営化により大きな資金移動の起こる可能性があり顧客獲得のチャンスとなりえる。また郵便貯金の残高縮小が起こった場合、政府系金融機関にとってはメインの資金調達弦の縮小を意味する。現在、住宅金融公庫、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国際協力銀行、農林漁業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫などの政府系金融機関がある。貸出市場における政府系金融機関のシェアは2005年5月末で23%を占めている(図3)。日本のオーバーバンキングの本質的な問題の1つは、独自の資金調達機能を持たず調達コストに対する意識が希薄な政府系金融機関が、貸出市場で大きな勢力を持ち、価格つまり金利決定コストへの大きな影響を与えてきたことがある。このような背景から郵政民営化が実現すると、政府系金融機関の整理と改革が行われることはほぼ確実であり、これに伴うオーバーバンキングの解消による金融市場における価格決定機能の適正化は民間金融機関の収益率向上のチャンスとなりうる。

図 28

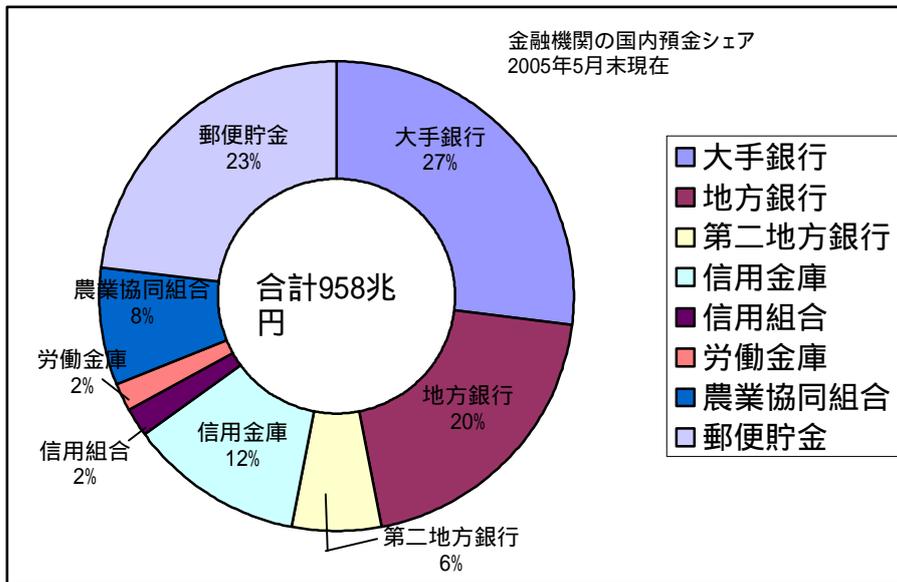
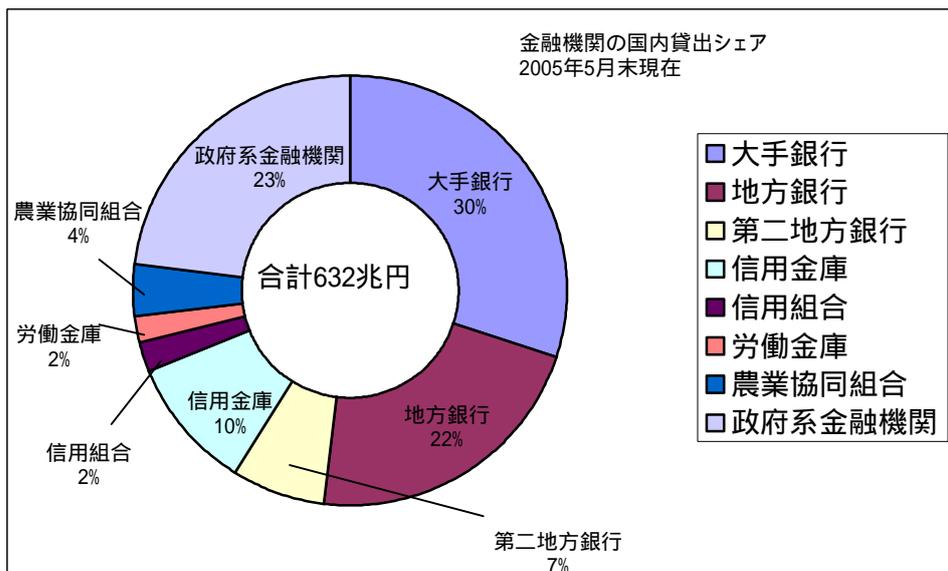


図 39



以上のように、信用金庫にとっても郵政民営化による郵便貯金事業の豊富な資金力、巨大な店舗ネットワークは非常に脅威になりうると思う。だが、他方において郵便貯金事業の貸出能力が低い。このことは信用金庫本来の狭域高密度な経営戦略による地域に対する豊富な情報量と融資のノウハウが優位性を発揮するように思われる。

株式会社三菱総合研究所産業・市場戦略研究本部が実施した利用者満足度調査(CS = Customer Satisfaction)調査の結果からみる信用金庫の現状

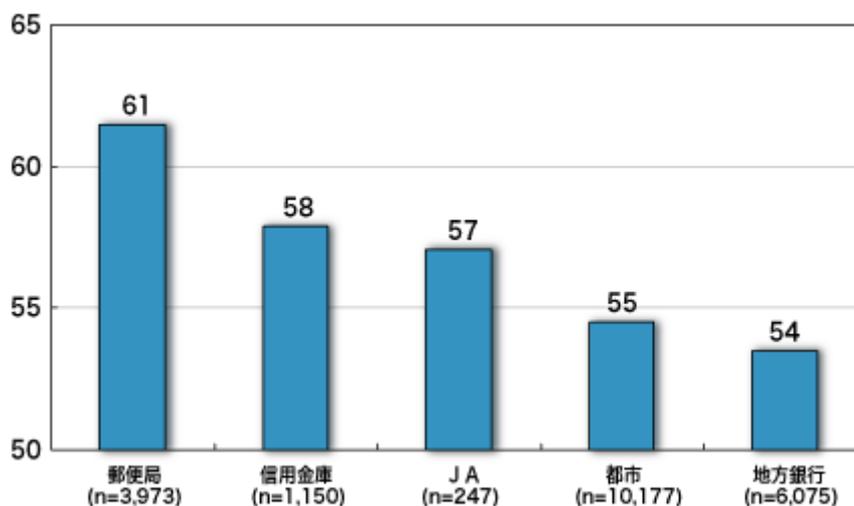
株式会社三菱総合研究所（以下、三菱総研）産業・市場戦略研究本部による、全国の2万3881人を対象にした、金融機関の利用者満足度（Customer Satisfaction = CS）調査（インターネット調査）によると個人の利用者の金融機関の利用者満足度は以下のようなものである。

10

金融機関タイプ別の総合的な利用者満足度の概要

今回の三菱総研の調査では、全国の生活者に、最も頻繁に使っている預金口座のある金融機関のCSを尋ねた。都市銀行、地方銀行、信用金庫、郵便局、JAなどの金融機関タイプ別に集計を行ったところ、最も満足度が高いのが、郵便局で、これに信用金庫が続いた。一方で、個別行の平均値で見ると、都市銀行、地方銀行のCSは低かった。地方銀行と郵便局では7ポイントの差であった（100点満点ポイント）。（図4¹¹参照）

図4 金融機関タイプ別の総合満足度 速報値（100点満点ポイント）



注) 全て、複数の金融機関の平均値であり、郵便局を除き、個別の金融機関の満足度を表すものではない。

金融機関タイプ別のテーマ別の利用者満足度の概要

利用者の総合CSのほか、テーマ別にもCSの評価を聞いた。その結果を見ると、郵便局はほとんどのサービスで高いCSを獲得している。信用金庫は「外務員サービス」、JAは「ローンサービス」で高いCSを得た。一方で、都市銀行、地方銀行は、平均値で見ると、テ-

マ別で、低目の結果となった。都市銀行では「外務員サービス」で、地方銀行は、「情報提供」「手数料」などで、CSが相対的に低かった。(図5参照)

図5¹² 各金融機関の主要テーマ別満足度 速報値(100点満点ポイント)

	サンプル数	店舗サービス満足度	自 行 ATM 満足度	イン ター ネット バ ン キ ン グ 満足度	外務員 サービス 満足度	ローン サービス 満足度	預金・運 用商品・ サービス 満足度	情報 提 供 満足度	手 数 料 満 足 度
郵便局	3,973	66	70	73	62	61	51	51	57
信用金庫	1,150	64	65	70	68	63	50	50	45
JA	247	64	65	68	65	66	51	49	48
都市銀行	10,177	57	61	70	57	57	47	50	43
地方銀行	6,075	58	62	69	60	59	47	48	39

以上のような利用者満足度調査の結果において総合的な利用者満足度で信用金庫は2番目の評価を受けている。このことは個人の顧客に対して高い意識をもって営業を行っていることの表れだ。また、信用金庫は外務員サービス満足度、ローンサービス満足度で高い評価を受けている。このことは信用金庫がフェーストゥーフェースの営業、また小口融資に力をいれその点において他の金融機関に対して優位性を持っていることの表れである。しかし手数料満足度においてあまり評価をうけていない。このことは信用金庫の比較的規模が小さいということによるコストの高さに原因があるように思われる。この部分に信用金庫の弱さがある。その点をコストの削減とともにより高い利用者の満足度によって少しお金は高いが上質なサービスを受けられると利用者に対して信用金庫の優位性をより強く意識させられるように改善する必要がある。

まとめ

第 1 節でみたように信用金庫は金融機関としての機能の充実という変化をしながらも設立当初からの信用金庫の性格を保持してきた。信用金庫は非常に柔軟に時代の変化やそれに伴う社会のニーズの変化に対応してきた。また、第 2 節でみたように時代が地方分権型社会していく中で政府の政策に対応する形で地域金融機関としての本来的な役割を強めていっている。第 3 節でみたように信用金庫は社会の中で限定された地域性と同時に高い公共性を併せ持ち、そのことによるきめ細かな金融情報サービスによって存在意義を見出している。

第3章 オーストラリアにおける地域金融機関の取り組み

第1節 マレニー・クレジットユニオンの地域再生の事例

本節ではマレニー・クレジットユニオンの地域再生への取り組みを見てみたい。まず、マレニー・クレジットユニオンがどのような背景で設立され、またどんな基本理念をもっているかについて述べ、その後どんな取り組みを行い、効果を挙げているかについて見てみたい。

マレニーの地域づくりにおいて人々が求めたもの、それは環境を保護しながら、健康によい安全なオーガニック食品を食べ、豊かな文化をつくり上げていくといった「持続可能な地域社会づくり」であったが、なかでも、この若い世代の目の前に無視し得ない課題として現れたのは、地域の人たちの「生活の糧」をいかに確保するかという問題であった。マレニーに暮らす人々の希望を断ち、暗い影を投げかけていたものは、地域内には産業や雇用がなく、人として安心して生きていく術がないということであった。

マレニーの相当数の人たちは、失業するか、あるいは第3次産業で雇用を見いだせたとしてもその雇用形態は不安定なパートタイムであり、低賃金での雇用であった。パートタイムといっても一ヶ所で必要な生活資金を稼げるほどの職場などは存在せず、人々はいくつかの商店、飲食店で複数のパートタイム労働をしなければならなかった。また、地域で成人した若い世代に関しても、地域内で職業が見いだせないという問題も発生していた。おおよそ、地域では3分の2は職にありつけていなかった。

そこで、地域コミュニティは雇用の創出に真剣に取り組まなければならなかった。人々が生活の糧を得られるような道筋を開くことが、人々に希望の光を与えるうえにおいてまず必要であったのだ。

こうした地域の諸問題を解決するにあたって大きな障害となったのが、その実現のために必要な融資が得られないということであった。町のなかにまとまって働けるような所がない状況下では、人々は自立しなければ生きていけない。そのためには、生業としての小ビジネスを立ち上げる必要がある。こういう状況だからこそ金融機関の融資が求められる。ところが、地域のなかにあるオーストラリア屈指の大手銀行は、担保物件の有無などを理由にマレニーの人たちへの融資には応じようとしなかった。むしろ、大手銀行は、地域の預金を効率的な利潤追求という観点から地域の外に持ち出し、日本の資本によってブームにわくゴールドコーストなどのリゾート地への融資に回していたのであった。

ここに、「マレニー・クレジットユニオン」設立の原動力が生まれた。地域住民一人ひとりの持っているお金はささやかではあっても、地域全体として見れば貨幣蓄積がある。ただ、地域のお金を地域のために循環させて利用するという仕組みになっていないだけであった。地域にある貨幣を地域のために循環させること、すなわち外に流出させるのではなく、地域のなかにとどめおき、たえず地域のなかで回すことが必要であった。そこで、ア

アメリカでの倫理的な投資法に刺激を受けながら、マレニーの人たちは地域の貨幣を地域のために使うような金融機関、すなわち「マレニー・クレジットユニオン」を1980年代半ばに立ち上げたのだった。

マレニー・クレジットユニオンの拠って立つところは、一般の銀行のように衰退地域の人たちの願いに背を向け、地域の人たちの資金を地域外に流出させ、より高い利潤追求を図るというのではなく地域の人たちの資金を地域内に再投下し、融資の倫理性、社会性を重視しながら地域コミュニティの成長のために融資するという仕組みにある。

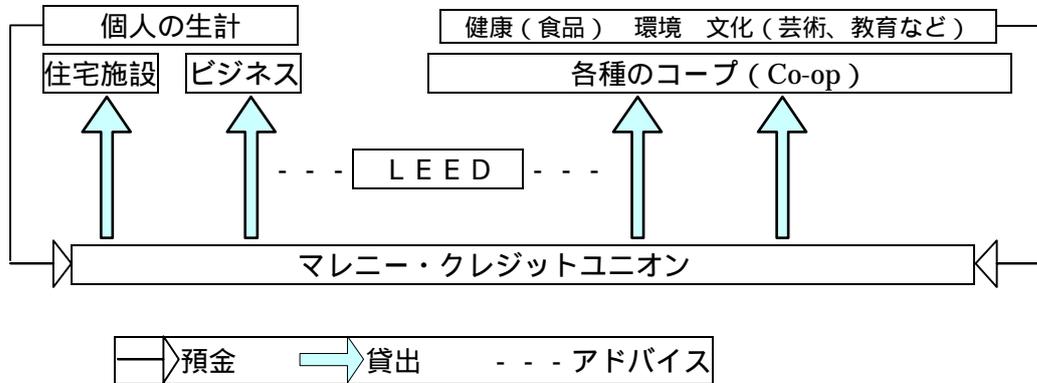
まさに、この点こそ、マレニー・クレジットユニオンが地域の人々によって支持される所以である。こうした姿勢が評価され、またその評判が広がることによって、現在では、マレニー・クレジットユニオンはマレニーに住んでいないほかの地域の住民からも大きな支持を受けている。地域街の住民はマレニーに住んでいないためにマレニー・クレジットユニオンの融資対象とはそもそもなり得ないのだが、それにもかかわらず、マレニー・クレジットユニオンのこうした地域コミュニティ重視の経営姿勢に賛同し、マレニー・クレジットユニオンに預金をすすんで預けるという行動に出ている。現在では、マレニー・クレジットユニオンの総預金量の約半分がこうした地域外からの預金となっているほどである。

続いて、マレニー・クレジットユニオンの取り組みとその効果について見てみたい。マレニー・クレジットユニオンの総預金量は、マレニーの地域経済の規模自体が小さいこともあり、約1,200万オーストラリアドル（約10億円）である。金融機関の規模、すなわち量的な側面から見た場合、マレニー・クレジットユニオンは日本の市民の目から見れば小さい金融機関として写るかもしれない。しかし、その質的な側面から見るとまったく逆の構図が浮かび上がる。

マレニー・クレジットユニオンの設立は、マレニーの地域社会にとって非常に大きな意味をもった。マレニーの地域の人たちは地域の貨幣を自分たちの地域づくりのために活用することが可能になり、自分たちの社会が必要としているものをつくれるようになったからである。地域の人々が生きていくうえで欠かせない小ビジネスや、教育、文化、環境を育むための各種の協同組合がマレニー・クレジットユニオンの融資を介して次々と設立され、マレニーの人々の町づくりが大きく動き出したのである。

ここで、マレニー・クレジットユニオンの融資、利益の処分方法、意思決定の方法について詳しく見てみよう。その特徴として挙げられるのは次の4点である（図6参照）。

図6 マレニー・クレジットユニオンの預金と貸出の流れ¹³



地域住民の経済的な基盤の確立のための融資を無担保で行う。

健康や環境の保全、福祉に携わる各種協同組合や事業への融資を低利で行う。融資の倫理性、社会性を問うことを重視し、環境を著しく害することにつながるような融資などは一切行わない。

預金・貸出業務によって得られた利益については、それを地域コミュニティに還元する。

マレニー・クレジットユニオンの運営は地域住民が行う。

以下、個別にそれぞれ取り上げて詳しく論じていこう。

地域住民の経済的基盤確立のための融資

マレニー・クレジットユニオンは、マレニーの人々が生活基盤を確立できるように、小ビジネスの立ち上げのための融資を無担保で行う。一体、なぜ無担保なのか。

もともと、マレニーの人々は担保となりうる資産をそれほどもっていない人がほとんどである。しかし、だからといって融資しないというのであれば、それでは地域内に何も生まれようがない。希望も新しいビジネスも生まれはしない。むしろ、担保となりうるような資産をもっていない人たちが大部分だからこそ、そうした人々に生きる術を与えるために担保を度外視して融資する意味がある。

マレニー・クレジットユニオンを介在させながら、地域全体がある人物に小ビジネスを立ち上げられるように融資という形で支援する。そして、そのチャンスをもたらした人は、その儲けたお金をマレニー・クレジットに預金し、今度はほかの人が自分と同じように小ビジネスが立ち上げられるように支援を図る。地域全体でチャンスを与え合うことによって、1人また1人と生きる術をもたせていく。こうした地道な1歩1歩の積み重ねによって、地域全体の発展を図っていこうということなのである。

こうしたマレニー・クレジットユニオンの融資によって地域経済が活性化され、新しい雇用が生み出されている。1件当たりの平均的な創業資金としての融資額は、2,000 オーストラリアドルから 3,000 オーストラリアドルである。2000 年度においては14の小ビジネス

すがマレニー・クレジットユニオンの融資によって立ち上げられたが、そのうち12のビジネスが軌道に乗っている、その成功率は実に85%と非常に高く、オーストラリアの平均的な成功率である20%をはるかに凌いでいる。

こうした小ビジネスの成功率の高さ、マレニー・クレジットユニオンの貸し倒れの低さの背景には三つの理由がある。

1つは、ビジネスアイデアを重視し、かつ経営のサポートを行っているという点である。マレニー・クレジットユニオンは無担保で融資することを基本にしているため、融資をするか否かの判断基準は融資先がビジネスとして成り立っていけるか、自分の足で立っていけるかという点に重きが置かれることにならざるを得ない。そこで、その人が構想しているビジネスアイデアが価値あるものであるか否かを充分精査する必要が生じる。また、たとえよいアイデアをもっていたとしても、ビジネスを立ち上げた経験のない人が大部分であるから、どのようにビジネスを立ち上げてよいか分からないという場合も多い。そこで、市場調査、会計管理、販売・流通、運営管理、商品開発などといった、小ビジネスを初めて立ち上げる人がそのビジネスを軌道に乗せるために必要とするものについての的確な指導、助言を提供する必要が生じてくる。

これらの必要性を満たすために、マレニーでは「リード (LEED: Local Economic & Enterprise Development)」というサポート組織が設立されている。リードはビジネスアイデアとしての価値があるか否かを精査し、そしてビジネスが軌道に乗るまでサポートを行っている。マレニー・クレジットユニオンは、このリードの精査やサポートを条件に融資を行っているのである。

リードは、仕事のない人たちが事業を立ち上げようとしても商工会議所は資産のある者しか相手にしないという背景のなかで住民の手づくりで設立されたものであり、サポート先などからのサポート料で運営されている。マレニー・クレジットユニオンはこのリードと提携することによって、融資先である小ビジネスが芽を出せるように支援しているのである。

2つ目は、最初から大きく事業をスタートさせるのではなく、小さい規模でスタートさせるという点である。小さく始めさせればリスクも少なく済むし、軌道修正も容易だからである。

3つ目は、マレニーという小さな地域に限定して融資を実行している点である。狭い地域なので、地域内に住んでいる人は外部の人とは異なり、たとえ貸出金利の支払いに窮したとしても元金の返済だけは行おうとするからだ。

健康や環境の保全、福祉に携わる各種の協同組合へ融資

マレニーの地域住民が地域に求めているものは、雇用以外にも健康や環境や福祉などがある。地域の人たちの理想とする町をつくっていくには、そうした理想と地域の現状とのギャップを埋めていくことが必要になるが、マレニーではそうした理想を現実のものとし

ていくためさまざまな協同組織の事業体を設立するという方法をとっている。事業として採算はとりつつも、倫理的なものを重視し、1人1人が意思決定に参加できるようにする組織運営である。

このように地域の人たちの欲求に基づいて各種の協同組織を立ち上げているのであるが、マレニー・クレジットユニオンはこれらの協同組織に対しても融資の面で支えている。

マレニーの各共同組合は、地域の人々の欲求のなかでも基本的な欲求にかかわるものから順に設立され、次いでそれ以外の欲求にかかわるものが設立された。すなわち、前者に属するものとしては、自然食品に関する協同組織（メイプル・ストリート・コープ）、土地や環境保護に関する協同組織（クリスタル・ウォーターズ、バラング・ランドケア、ウェイストバスターズ）、住宅に関する協同組織などがある。

他方、後者に属するものとしては、芸術に関する協同組織、文化に関する協同組織（Black Possum）、福祉に関する協同組織、教育に関する協同組織（Community Learning Center）などが挙げられる。ここでは、このうち、代表的なものをいくつか取り上げることとする。

メイプル・ストリート・コープ（Maple Street Co-operative Society）はマレニーで最初に設立された、組合員 5,000 人を擁する自然食品のコープである。木材加工の町として生まれたというマレニーの歴史から、町の通りには木の名前にちなんだ名称のものが多いが、メイプル（かえで）ストリートに面したこのコープは人々の健康的な生活を支援するために設立されたものであり、自然食品、あるいは環境に配慮した日用雑貨、書籍などを販売している。オーガニックを原則とし、無農薬のものや遺伝子組み換え操作をしていない商品を主に販売している。

このコープを介して有機的な農作物が高い価格として評価されることによって、マレニーの事業に新たな息吹が吹き込まれ、農業の再生が果たされた。有機的な農法による農作物のほうがこのコープでは高く評価されることを知った農家は、有機的な農法の採用を始めた。このことは、地域の農業を再生させることに役立ただけではなかった。昔からこの地域に住み、保守的な意識の強く、町づくりに懐疑的であった地元の農家の人々を、都会から移住してきた町づくりの中心を担っている若い世代へ引き寄せる大きなきっかけとなった。

マレニー・コーポラクティブ・クラブ（Maleny Co-operative Club Society Limited）は健康に配慮した食事や飲み物を、安い価格で提供する軽食堂のコープである。週に数回、夜には地元のミュージシャンの演奏も行われる。地域の音楽文化の育成とミュージシャンへの労働機会の提供と言う役割を果たす一方で、高齢者と若者がともに楽しみ、相互の交流を深める憩いの場となっている。

「預金はあまりないが、この地域のどのカフェよりも客が来る」という経営責任者の言葉通り、女性や子供も気軽に入れる店となっている。地域の再生には何よりも地域の人々の協同の精神が必要であるが、このマレニー・コーポラクティブ・クラブはそのための地

域住民の相互理解を図るうえで重要な存在であり、マレニーにとって欠かせない存在になっている。

バラング・ランドケア (Barung Landcare) は入植以来、林業による原生林の伐採、あるいは酪農業に関連した牛の放牧地確保のための焼き払いによって破壊されたオーストラリアの原生林を蘇らせることを目的とした、組合員 800 人を擁する環境保護のコープである。取り組みとしては、原生林の種を温室で苗木とし、その苗木を売ることが業務として行っている。

この事業体の資金繰りは、基本的には、組合員 1 人当たりの年会費 15 オーストラリアドルと苗木の販売代金によって成り立っている。また、この取り組みにはボランティアで協力する人が大勢いる。したがって、このコープのもっている資金を最大限に苗木の育成に振り向けることが可能になっている。

マレニー・クレジットユニオンは、二つの側面にわたってこの事業体を支援している。一つは苗木を買い取り、この事業体の売上高の増加に貢献するという役割である。マレニー・クレジットユニオンは、買い取った苗木を世界環境デーへの支援のためマレニー・クレジットユニオンの組合員に無料で配っている。もう一つは、補助金を与えるという役割である。

水質浄化につながるような木の育成には、地方自治体からの補助金も出ているという。クリスタル・ウォーターズ・パーマカルチャー・ビレッジ (Crystal Waters Co-op) は世界初のパーマカルチャーを基盤とするコミュニティ・ビレッジである。クリスタル・ウォーターズは、自然とともにその調和のなかで生きていくことを実践するエコハウスとパーマカルチャーを学びに来る人々を受け入れる施設からなっている。持続可能な社会をつくるという精神のもとに豊かな自然がそのままに再生産され、文明のなかで人々が見失ってしまったこうしたものを見つめ直すのに大きく貢献している。生産活動も大切ではあるが、環境破壊を招くような生産や生活の様式を続けるということは、子孫から良好な環境を自分たちが奪うことを意味する。子孫に良好な環境を残していくことが重要なのである。

他面において、結果としてこうしたマレニーのパーマカルチャーはマレニーの地域経済を潤すのに役立っている。アメリカ、ヨーロッパ、日本などの海外諸国やオーストラリア国内からの観光需要がマレニーに生じている。いうまでもなく、ここでいう「環境需要」とは、日本の観光資本などがオーストラリアの「バック旅行」という形で提示しているような意味での観光、すなわちゴルフ、リゾートホテルという意味での観光ではない。マレニーは、先に述べたようにこうした日本の観光資本を頂点とする観光産業から見捨てられた地域であるが、いまや環境保護あるいは自然と共存する生活様式を学ぼうとする、あるいはそれに触れようとする学習的な意味での観光需要を自力で呼び込むことに成功している。

マレニー・ウェイストバスターズ (Maleny Wastebusters) はリサイクルとごみ収集のために設立されたコープである。このコープは、課程や事業所から出る廃棄物を有料で回収

することからその業務が始まっている。回収される廃棄物は、大きく二つに分類される。

一つは、リサイクルに回されるものである。ダンボール、プラスチック、鉄、非鉄金属、家庭電化製品などがそれにあたる。人々はこれらを、1ドル支払ってこのコープに回収してもらう。コープは、これらに修理を施すなどしてリサイクルに回すことになる。また、銅などは政府が買い取っている。

もう一つは、リサイクルできないゴミとして扱われるものである。これらは、その量にかかわらず2ドルで回収される。このコープの収益は50万ドルに上っており、同時にこの仕事にかかわる地域の雇用も生んでいる。

他面において、このコープの活動は地元の高齢者の世代を移住してきた若い世代による町づくり活動に理解を示させ、参加させる契機となった。実は、この高齢者の世代というのは第2次世界大戦を経験している世代であって、戦争体験のなかでモノを大切にしなければならないという思いを深めた世代である。モノを粗末に扱い、大量に廃棄するという風潮が蔓延するなかで、このコープのリサイクル活動が高齢者世代の共感を生み、高齢者世代を町づくりに参加させることとなった。

以上が共同組合での融資であるが、マレニー・クレジットユニオンが環境面で地域に貢献するのは融資の面ばかりではない。事務経費の面でも環境に配慮した活動を行っている。マレニー・クレジットユニオンが事務処理に用いる紙は、その節約が常に意識されているだけでなく、すべてリサイクル紙である。さらに、紙の使用にあたっては使用したぶんの50%に相当する金額を、森林資源の再生に取り組んでいるバラング・ランドケアに寄付する仕組みになっている。この寄付金は「エコ・タックス」と命名され、森林資源の再生のための資金としてバラング・ランドケアで用いられることになる。

また、節電はもちろんのことであるが、マレニー・クレジットユニオンの建物自体がリサイクルで造られたものであり、雨水が飲料水として利用されている。事務用品の購入なども価格差が10%以内であれば、地域から商品やリサイクル品を購入している。これは地域の経済を支援するという意味合いもあるが、運送にかかるエネルギー消費、大気汚染などを防ぐためである。

利益の地域コミュニティへの還元

マレニー・クレジットユニオンがその業務によって獲得した利益の一部(10%)はコミュニティへ寄付され、地域のために使われている。これによって、これまでのところ市民プールの建設、学校設備の充実が行われるとともに、事故、火事や災害で被害を受けた人を助けるための基金などがつくられている。この地域への利益の還元は、マレニー・クレジットユニオンの組合員にかぎるものではなく、地域全体が対象となっている。

住民意思によるマレニー・クレジットユニオンの運営

マレニー・クレジットユニオンは地域の人たちが手づくりでつくった協同組織の金融機

関であるから、その運営は地域住民の意志に基づいて行われる。すべての組合員が意思決定機関である総会への参加資格を有し、1人1票制において投票権が与えられている。

また、マレニー・クレジットユニオンでは、その理念的、民主的な経営を実現するためにオンブズマン制度も設けているが、それだけではなく、組合員、事務職員、理事といった各階層に幅広くアンケートを実施し、日頃からその運営改善に努めている。このアンケート内容は、以下の四つからなっている。

マレニー・クレジットユニオンが倫理的、環境保護的、地域コミュニティ支援的な経営をしているかというその理念に関する質問事項。

業務が効果的に行われているか、利子率は適正かということに関する質問事項。

マレニー・クレジットユニオンの理事、職員は、その責務を果たしているかという自己評価、他社評価に関する事項。

マレニー・クレジットユニオンが職員にとってその健全な人間的な発展を育む場所になっているかという質問事項。

すなわち、経営理念の達成、円滑な労使関係、健全な人間発展の実現を常に目指そうとする趣旨のアンケートである。このアンケート結果は、マレニー・クレジットユニオンの決算報告書を盛り込んだ年次報告書において地域住民に公表されることになっている。¹⁴

以上のようなマレニー・クレジットユニオンの取り組みは非常に地域金融機関として興味深いものがある。その設立の背景として住民たちは持続可能な社会づくりを目指しており、そこでの課題としては生活の糧を地域内でいかに確保するかということだった。この課題を解決するために地域再生のために地域住民によってマレニー・クレジットユニオンは設立された。そしてその取り組みは地域住民の経済基盤確保のための融資、融資における倫理性や社会性の重要視、融資によって得られた利益の地域への還元、住民による意思決定であった。このような取り組み自体は地域金融機関としては珍しいものではないかもしれないが彼らは成功を収めた。この要因は持続可能な一連のサイクルを作り出した点と地域住民やその他の地域の人々から地域住民のための地域住民による金融機関であることにより信頼を得た点であると思う。まさにその点が地域金融機関として重用である。

第2節 コミュニティ・バンク (Bendigo Bank Model) の事例

本節ではコミュニティバンク (Bendigo Bank Model) の事例について取り上げたい。ここでは設立の背景とその仕組み、事例について見ていきたい。

現在のオーストラリアでは、地域の人々がマレニー・クレジットユニオンのような金融機関を設立するのは難しくなっている。というのも、マレニーの人々がこの金融機関を立ち上げた1980年代とは異なり、バブル経済の崩壊などを契機に信用秩序の維持と言う名のもとにクレジットユニオンを設立するのに必要な法定の資本金額が引き上げられてしまったからである。

この背景には、連邦政府や学識者のオーストラリアの銀行はほかのOECD諸国に比べてオーバーバンクあり、こうした状態は非効率であり、効率化されるべきであり、支店数を減らすことは合理化への向けた動きであるとの考えがあった。つまり、人口と銀行の支店数とが単純に比較されたうえで、現状が非効率と診断され、「効率性」の名のもとに支店の閉鎖などが「合理的」であり、そうすることがほかのOECDの先進諸外国に追いつく道だという考えである。

連邦政府や学識者らの視点からは「非効率＝ムダ」と見えるマレニー・クレジットユニオンのような金融機関が、彼らがまさに絶対視する「市場の流れ」のなかから登場してきたのは一体なぜか、あるいは地域の人たちが大手銀行の支店の閉鎖に異議を唱えるのはなぜかということは地域金融機関を考える上で重用だと思う。それは、連邦政府や学識者から見れば「非効率」だと感じられる金融機関が、「ムダ」なのではなく「必要」だからにほかならない。

それゆえ、必要資本金の引き上げという障害は、地域のための金融機関の設立に関してマレニーとは異なる新たな手法をオーストラリアに誕生させた。その手法とは、既存の銀行に依頼をし、その銀行に支店を地域に出店してもらって、それをもって地域のために金融機関として機能してもらうという方法である。マレニーのように地域の人々が自前で一から金融機関を設立させるという方式を採用しようとするれば法定必要資本金という壁にぶつかることになるが、すでに金融機関としての資格をもっている既存の銀行が支店を出店するというこの方式であれば、地域の人々は必要資本金による制約を受けることなく、地域の人々は金融機関を地域内にもつことができる。

この方式において地域内に協力し、地域に支店を提供する役割を果たしているのが、ビクトリア州のなかの4番目に大きな街であるベンディゴ(Bendigo)に拠点を置く地方銀行の「ベンディゴバンク(Bendigo Bank)」である。このことから、この方式は一般に「ベンディゴバンク・モデル」と呼ばれている。この方式によって地域に設立されたベンディゴバンクの支店は「コミュニティバンク」と呼ばれ、地域に大きな役割を果たしている。

では、コミュニティバンクが地域に果たす役割とはどのようなものなのか。それは単に失われた金融サービスを大手銀行に代わって提供するという点にあるのではない。その大きな役割とは、次の二つの点にある。

1点目としては地域コミュニティが参加できる金融サービスの保証である。地域が生み出した資金を、地域が管理、運営できるように支援するという点である。地域が生み出した資金が地域のために活用されるようにできるだけ配慮がなされている。そして、それは、次の二つの仕組みを通して行われている。

まず、運営にかかわる議決権の仕組みによってだ。コミュニティバンクは地域住民が出資をしてベンディゴバンクから支店を運営する権利を買い取ることで設立される。この権利を買い取る際には地域から出資金として40万オーストラリアドルを集める必要が

あるが、その際、それは1人や2人の資産家からではなく、町でミーティングを開いてコミュニティバンク設立の賛同を得つつ、200～300人の人たちからお金を集めなければならない。支店を出すということはベンディゴバンクにとってもリスクを伴うことなので、地域内でどれだけの人々が「コミュニティバンク」を支えてくれる気があるのかということが問題になるからである。また、株主の議決権は持ち株数にかかわらず、1人1票制とされている。コミュニティバンクの設立と存続に貢献しているすべてのコミュニティメンバーが、公平にコミュニティバンクの運営に参加できるようにするためである。また、株式は一般に転売可能ではあるが、地域の利益に反するような株式保有動機をもつ人の手にわたるような場合においては地域が株式の転売を拒否できるようになっている。

次に、コミュニティバンクで働くスタッフについても地域重視の配慮が織り込まれている。コミュニティバンクで働くスタッフには、地域の住民が当てられている。ベンディゴバンクはコミュニティバンクに対してスタッフトレーニングはするが、コミュニティバンクのスタッフはベンディゴバンクの職員ではない。地域住民のほうが地域経済の実情をよく把握していることを生かして、融資判断に必要な情報は地域の人たちが集める。

そして、そこで経営状態や担保の有無が精査される。預金保護の問題もあるので、融資の最終的な決定権はベンディゴバンクが握っているが、地域の人たちの意見を聴き、それをできるだけ反映させることが重視されている。つまり、融資の決定権をコミュニティバンクに可能なかぎり近づけようというものである。

2点目としては地域の資金が生み出した果実を地域に享受させることだ。銀行は預金と貸出の金利差、すなわち「利鞘」と呼ばれる利益を得ており、この利益は通常地域からすぐに離れて支店へと流れ込むが、コミュニティバンクの場合、利益はベンディゴバンクだけでなく地域コミュニティにも分配される。

まず、株式の配当という形で地域住民に利益が分配される。次いで、地域のための各種プロジェクトにコミュニティバンクの利益が使われる。どういう形で利益をコミュニティに還元するかはその地域の住民の手に委ねられている。つまり、コミュニティバンクの利益はコミュニティへ再投下され、コミュニティ活動の支援のための資金の湧き水として機能している。

「コミュニティバンク」の実例

こうしたベンディゴバンク方式によって2002年までに約50の「コミュニティバンク」がニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、クイーンズランド州、南オーストラリア州などのオーストラリアの各州にまたがって、農村地域や大都市郊外において展開されてきている。そこで、ここではコミュニティバンクの実例として農村地域の事例と大都市郊外の事例をそれぞれ取り上げたいと思う。

農村地域の事例（ルパニユップ/ミニップ・コミュニティバンク）

オーストラリアで最初にコミュニティバンクが設立されたのは、地方の農村地帯であっ

た。ビクトリア州の州都メルボルンから北西という地域がそれぞれである。農村地域に展開するコミュニティバンクの多くは人口 1000 人規模の地域の人口も 900 人規模である。地域の主要産業となっているのは小麦栽培である。

近年、この二つに地域に存在していた六つの銀行のすべてが去ったことで、地域住民は日常の金融サービスを受けるために 100 km の遠出を余儀なくされた。その結果、企業の閉鎖や住民の流出が発生した。地域の衰退に歯止めをかけるために、「ルパニユップ / ミニップ・コミュニティバンク」がこうして 1998 年 6 月に設立された。小さな地域に誕生したコミュニティバンクであったが、次第に経営基盤を確立し、毎月 1 万ドルの利益を達成するまでになっている。

大都市郊外の事例（アップウェイ・コミュニティバンク）

コミュニティバンクという発想は、当初、金融サービスを失った地方の農村地域などを構想の対象としたものであったが、大都市郊外からもコミュニティバンクの設立要請が来るのに時間はかからなかった。銀行の支店の閉鎖は地方にかぎったことではなく、大都市郊外でも例外なく行われたからである。

メルボルンのビジネスの中心エリアから僅か 7 km しか離れていないエルウッド (Elwood) やアップウェイ (Upwey) などもそうした地域であった。ここでは都市近郊の事例として、ビクトリア州のヤラ・レインズ・シャイア (Yarra Ranges Shire) にある「アップウェイ・コミュニティバンク (Upwey and District Community Bank Branch)」を取り上げておこう。

ヤラ・レインズ・シャイアは、ビクトリア州の州都であるメルボルンの東方に位置するワイン生産で有名な人口約 4 万人の町である。この町の経済は、地域の自然環境に立脚した農業、製造業、観光業を基盤にしている。すなわち、葡萄の生産をもとにワイン工場が発展し、またそのワイン工場の見学のために国内観光客が訪れ、そしてそれらを基に卸売業・小売業が発展するという体系になっている。

このヤラ・レインズ・シャイアでは 1998 年から 2002 年の 4 年間でオーストラリアの大手銀行の支店が 10 以上も消滅し、その結果、いくつかの地域から金融サービスが失われた。地域に住む人たちは、かぎられた金融サービスを「エフトポス (EFTPOS: Electric Funds Transfer at Point of Sale)」で受けられるが、このエフトポスにしてもそれが使えるのは地域内ではスーパーマーケットなどわずかな主要な企業にかぎられている。また、ATM (Automatic Teller System) も、地域の規模が小さすぎるため設置されていない状況である。

ヤラ・レインズ・シャイアのなかにあるアップウェイ (Up-wey) という地域は人口約 6,000 人、企業数約 60 の町であるが、1998 年 2 月に地域にある最後の金融機関の支店が閉鎖されたことを受けてコミュニティバンクの設立に向けた取り組みが開始された。地域内の企業の約 90% に当たる 55 の企業が、コミュニティバンクの設立に強い希望を表明した。というのも、多くの店が個人経営なので、両替や現金の引き出しのために、店を閉めて遠

くの金融機関に出向くということができないからである。

個人経営の企業のなかには、金融サービスを受けられないという理由で店を閉めて別の地域へ移転するところまであった。高齢者もまた、遠出が困難であるがゆえにこの運動に熱心だった。そして、地方自治体も、リーダーシップを発揮しながらタウンミーティングのための場所の提供や資金提供の面で協力した。

こうしてコミュニティバンクの設立を話し合うタウンミーティングが開かれ、300人以上の地域住民が参加し、コミュニティバンク設立の意思が決定された。その際、50万オーストラリアドルがサポート資金として提供され、1998年10月に「アップウェイ・コミュニティバンク」が設立された。

メルボルン郊外に位置するこの地域のコミュニティバンクは、ベンディゴバンクにしてみると最初の都市型コミュニティバンクであり、オーストラリア最大のコミュニティバンクである。現在、資金量は約7,000万オーストラリアドルで、コミュニティバンクとしてはオーストラリアでもっとも高い利潤を達成している。近年、この利潤を使ってコミュニティへの補助金の支給が開始され、小・中学生向けの奨学金が創立されるなど、14のコミュニティグループへ補助金が支給された。今も経営規模は拡大し続けており、預金口座は6,800を超え、週に25から45の新規口座の開設がある。¹⁵

以上のようなコミュニティバンクの事例のなかで興味深い点は地域社会が参加できる金融サービスの保証、地域の資金による地域の意見を取り入れた融資によって生み出された利益の地域社会への還元によって地域住民が他の金融機関ではなくコミュニティバンクを支援しようというインセンティブを持たせた点である。このインセンティブをどれだけ強く持たせるかということが地域金融機関にとって非常に重要なものだと思われる。

まとめ

本章では世界中に存在する地域コミュニティを支援する金融機関の中でオーストラリアにおける先進的なコミュニティ金融の事例についてとりあげたい。オーストラリアを選んだ理由としてはバブル経済の崩壊とグローバル化の進展という環境の中で地域経済の再生を地域金融機関が担っているという点で信用金庫の存続、地域金融機関としてのあり方を考える上での参考になる部分が少なからずあると考えたからだ。

ここで取り上げたオーストラリアのコミュニティ金融の特徴としては、地域の資金の地域内への再投下、すなわち地域の資金が地域の経済基盤、福祉環境などの地域が必要とする問題解決に当てられていること、地域住民の金融機関の運営への参加、活動によって得られた利益の地域への還元、といった以上の3点である。この部分は信用金庫に共通している。1節、2節の事例が他の金融機関との差異を生み出し成功している背景には地域社会のニーズに応え、そのことにより信頼を獲得し、地域住民に支援するインセンティブを持たせていることがある。

おわりに

本論文の 1 章でみたとおり信用金庫は設立時の背景や理念、制度的特徴からも地域に住む、もしくは地域で活動する中小企業者や一般大衆などのための金融機関であり、庶民の金融環境を良くする事がその本質的な存在意義である。2 章でみたように信用金庫は時代の変化に対応するために形を変えてきたが、その本質的な役割を果たしてきた。現在、政府は国からの補助金の削減、国から地方への権限の委譲、地方交付税の抑制を基本とした三位一体の改革を行うべく検討を進めている。この政策方針により、地域社会の問題は地域内住民で解決していくという傾向をますます強めていくだろう。こうした社会背景の中で、信用金庫は地域の問題解決のために地域金融機関としてのサービスの向上、顧客の満足度を高めるといった地域に密着した取り組みや地域再生に対する取り組みとしての様々な融資を積極的に行っている。これは信用金庫の原点回帰といえる。信用金庫を取り巻く厳しい環境の中で信用金庫は生き残りのために存在意義を見つめなおしている。信用金庫の現状を考えたときに、社会の中で信用金庫に求められる役割はその限定された地域性と高い公共性を併せ持つことによるきめの細かな金融情報サービスの提供にあるように思われる。また、3 章で取り上げたオーストラリアの事例をみても、地域の資金の地域内への再投下、すなわち地域の資金が地域の経済基盤、福祉環境などの地域が必要とする問題解決に当てられていること、地域住民の金融機関の運営への参加、活動によって得られた利鞘の地域への還元といったコミュニティ金融機関の手法は潜在的な社会のニーズがあり、その要求を満たすのに十分なものだ。また地域住民の信頼を得たことがオーストラリアの事例を成功させた要因であるだろう。つまり、信用金庫がその存在意義を発揮し生き残るためにもっとも大切なことは地域住民が信用金庫を支えようというインセンティブを得ることであり、そのための信頼を得ることである。その信頼を得るためにはサービスなどの機能面だけでなく、目に見えない人の心をつかむための誠実な対応が必要だと思う。信用金庫はコミュニティ・バンクの持ち味であるコミュニティに対するコミットメントというものを非常に強くもっている。そのことにより得られる優位性を上手に活用していくこと、それが信用金庫の生き残りのために必要なことだと思う。

最後に拙いながらこの論文を最後まで書くことが出来たことを非常にうれしく思います。ひとえに、小関先生をはじめ、ゼミ生の皆さん、その他の温かく見守って下さった方々のおかげであり、心から感謝致します。非常に拙いながらこの論文を書くにあたって信用金庫について真剣に考えた経験を就職してからも忘れずに地域社会の発展にわずかながらでも貢献できればと思っています。

参考文献・URL一覧

小林俊太著(2004)『ペイオフ決戦! どうなる地域金融』日本経済新聞社

斎藤正著(2003)『戦後日本中小企業金融論』P208-212、246-252 ミネルヴァ書房

佐藤俊之著(2005)『コミュニティ金融と地域通貨 わが国の地域の状況とオーストラリアにおける地域の再生 - 』新評論

笹島勝人著(2005)『日本の銀行』日本経済新聞社

小島郁夫(1995)『銀行業界早わかりマップ』

『月間金融ジャーナル』1995年、11月号

『信金中金月報』2005年3月号

加藤敬吉監修 社団法人の全国信用金庫協会編(1997)
『信用金庫読本第6版』社団法人金融財政事情研究会

長野幸彦監修 社団法人の全国信用金庫協会編(2003)
『信用金庫読本第7版』社団法人金融財政事情研究会

日本銀行 <http://www.boj.or.jp/>

三菱総合研究所 <http://www.mri.co.jp/>

日本政策投資銀行 <http://www.dbj.go.jp/syutoken/>

全国信用組合中央協会 <http://www.shinyokumiai.or.jp/>

全国銀行協会 <http://www.zenginkyo.or.jp/>

信金中央金庫 <http://www.shinkin-central-bank.jp/>

信金中金総合研究所 <http://www.scbri.jp/>

金融庁 <http://www.fsa.go.jp/>

社団法人 全国信用金庫協会 <http://www.shinkin.org/>

-
- 1 信用金庫法第 1 条.
 - 2 信用金庫読本第 6 版 P51 - 54
 - 3 同上 P84 - 93
 - 4 同上 P93 - 103
 - 5 金融庁 <http://www.fsa.go.jp/>、ペイオフ決戦！どうなる地域金融 P15 , 34
 - 6 社団法人 全国信用金庫協会
信用金庫(298 金庫)における「リレーションシップバンキングの機能強化
計画の進捗状況(平成 15 年 4 月~平成 17 年 3 月)」の概要
 - 7 大分みらい信用金庫ホームページ、全国信用組合主要勘定、全国銀行財務諸表分析、
全国信用金庫主要勘定をもとに作成
 - 8 日本の銀行 p135 図表 -1 をもとに作成
 - 9 日本の銀行 p150 図表 -2 をもとに作成
 - 10 MRI プレスリリース 2005.12.14
 - 11 MRI プレスリリース 2005.12.14 の図 1 を引用
 - 12 MRI プレスリリース 2005.12.14 の図 2 を引用
 - 13 コミュニティ金融と地域通貨 わが国の地域の状況とオーストラリアにおける地域
の再生 - P86 図 2 - 25
 - 14 同上 P81 - 99
 - 15 同上 P123 - 134